

神奈川大学経済学会会則

- 第一条 本学会は、神奈川大学経済学会と称し、事務所を神奈川大学経済学部内におく
- 第二条 本学会は、商業・経済に関する研究を行ない、もって会員相互の研究に資するとともに、学術の向上・普及に貢献することを目的とする
- 第三条 本学会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう
- 一、原則として、毎月一回研究会を開催すること
 - 二、年四回定期的に機関誌「商経論叢」を発行すること
 - 三、会員の研究・調査の成果を随時刊行すること
 - 四、本学の内外において臨時講演会ならびに講座を開催すること
 - 五、会員である学生から懸賞論文を募集すること
 - 六、本学における学会・その他の機関と緊密に連絡して研究の交流を図ること
 - 七、その他本学会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと
- 第四条 本学会は、次の会員をもつて組織する
- 一、経済学部関係の教授・助教授・専任講師および助手
 - 二、大学院経済学研究科に在籍する者
 - 三、経済学部・第二経済学部および短期大学部商科の在学生
 - 四、本学会の趣旨に賛同して入会した卒業生およびその他の者
- 第五条 会員は、本学会の機関誌その他の刊行物の頒布を受け、会・講座その他の講演・会合に

- 出席することができる
- 第六条 本学会の事業を運営するため経済学部関係の教授・助教授・専任講師および助手をもつて委員会を構成する
- 第七条 委員会に次の役員をおく
- 一、常任委員 本学会の事業執行の任に当る。常任委員は委員中から若干名を互選する
 - 一、委員長 本学会を代表し会務を統轄する。委員長は常任委員の中から互選する
 - 一、総務委員 編集委員・会計委員
常任委員を総務委員・編集委員・会計委員に分け委員長が委嘱する
 - 一、監事 本学会の会計を監査するため委員の中から二名を互選する
- 第八条 役員の任期は一年とし、再選することができる
- 第九条 本学会は、春秋二回定時委員総会を開催する
- 第十条 委員長は臨時委員会を招集することができる
- 第十一条 会員は、別に定める規則により会費を納入しなければならない
- 第十二条 本学会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる
- 第十三条 本学会の会則の改正は、委員総会の決議による
- 付則 本会則は昭和四十年四月一日から施行する